

1. 爭議參加者數 連社員一名
2. 爭議參加者中組合加盟者數並組合名

關東合同労働組合 一名

3. 應援団体名

ナシ

5. 爭議發生原因

連社員一名ニ對シ解雇言渡シテナシタルニ因ル

6. 經過

標記會社ニテハ四月二十三日連社員(守衛)筆名國太郎ニ對シ勤務成績不良ナルヨリ其ノ事情ヲ救シ四月三十日限り解雇ノ言渡ヲナシタルニ筆名國太郎ハ之ヲ不服トシ復同盟關東合同労働組合志村一美ヲ尋テ同組合ニ加盟シ志村ト共ニ會社ヲ訪問庶務部長田中熊次郎ヲ會見折衝セルカ解決ニ至ラズ五月二日所轄市橋警察署員ノ斡旋ニヨリ別記覺書ヲ交換シ筆名國太郎同書記載通り解雇ヲ承認シ同年當トシテ

全一封(百五十圓)及相互會錢別全一封(五十圓)ヲ受領シ

圓滿解決セリ

七. 警察事故 ナシ

右及申報候也

東京市橋警察署員ノ斡旋ニ依リ左記條項ノ通り圓滿解決ニタルニ付茲ニ覺書三

別記

覺書

今般日本タイプライター株式會社雇員筆名國太郎解雇問題ニ關シ本日市橋警察署員ノ斡旋ニ依リ左記條項ノ通り圓滿解決ニタルニ付茲ニ覺書三通シ作製各目一通先保存スルモノトス

記